

## 南薩地区衛生管理組合汚泥再生処理センター建設工事に係る総合評価落札方式 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南薩地区衛生管理組合（以下「組合」という。）が発注する汚泥再生処理センター建設工事（以下「建設工事」という。）の総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項によって落札者を決定する方式をいう。）による入札（以下単に「建設工事の入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合評価委員会による審議)

第2条 管理者は、建設工事の入札に関して、南薩地区衛生管理組合建設工事総合評価委員会設置規則（平成24年南薩地区衛生管理組合規則第1号）の定めるところにより、南薩地区衛生管理組合建設工事総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）の審議を経るものとする。

第3条 管理者は、総合評価落札方式で建設工事の入札を実施しようとするときは、令第167条の10の2第6項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価（価格その他の条件についての評価をいう。以下同じ。）に必要な技術提案の内容及び提出期限
- (2) 第8条に規定する入札結果の説明に関する事項
- (3) 第9条に規定する評価内容の担保に関する事項
- (4) その他建設工事の入札に必要と認める事項

(技術提案)

第4条 建設工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、総合評価を行う際に必要な技術提案を管理者が指定する期日までに管理者に提出しなければならない。

- 2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- 3 入札参加希望者から提出のあった技術提案書は、次項の規定に該当する場合又は落札者とならなかつた場合であっても当該提出者に返却しない。
- 4 次に掲げる事由がある場合には、建設工事の入札に参加することができない。
  - (1) 技術提案を提出しない場合
  - (2) 技術提案に必要事項が記載されていない場合
  - (3) 技術提案に虚偽の記載がある場合

(落札者決定基準)

第5条 管理者が定める令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）には、評価基準、評価方法その他の基準を定めるものとする。

(落札者決定の方法)

第6条 管理者は、建設工事の入札の落札者を決定するに当たっては落札者決定基準の定めるところにより総合評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、総合点数の最も高い入札者を落札者に決定するものとする。

2 前項の場合において、総合点数の最も高い入札者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、当該入札者がくじ引きに参加することができないときは、代理人を定めて、その者にくじを引かせるものとする。

3 建設工事の入札の結果、有効な入札をした者が1者の場合は、落札者決定基準の定めるところにより、落札者を決定できるものとする。

(総合評価の審査結果の公表)

第7条 管理者は、前条の規定により落札者を決定し、請負契約を締結したときは、遅滞なく総合評価の審査結果を公表するものとする。

(入札結果の説明)

第8条 入札者で落札者とならなかったもの(以下「非落札者」という。)は、管理者に対し、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して10日以内に限り、入札結果の説明を求めることができる。

2 前項に規定する請求は、書面をもってしなければならない。

3 管理者は、非落札者から第1項に規定する請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して10日以内に、当該非落札者に対し書面により回答するものとする。

4 管理者は、前項の規定による回答を行うに当たっては、総合評価委員会の意見を聴くことができるものとする。

(評価内容の担保)

第9条 管理者は、落札者の技術提案のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及びその履行ができなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

2 管理者は、前項の事項の履行ができなかった場合で、再度の施工が困難である場合又は合理的でない場合は、契約金額の減額及び損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(実施上の留意事項)

第10条 建設工事の入札の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 入札参加希望者に、参加表明書その他管理者が指定する書類(以下「参加表明書等」という。)を提出させること。

(2) 建設工事の入札に要する費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(3) 提出された参加表明書等及び入札書類は、入札参加希望者に無断で審査以外の目的に使用しないものとする。

(技術提案書の秘密の保持)

第 11 条 管理者は、入札参加希望者から提出のあった技術提案に関する資料は公表しないものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、建設工事の入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。